

福島県給与データ入出力システム等更新
及び運用・保守業務委託仕様書

令和8年5月

福島県総務部職員業務課

1 はじめに

1. 名称

福島県給与データ入出力システム等更新及び運用・保守業務委託（以下「本委託業務」という。）

2. 本書の位置づけ

本仕様書に記載された要件は、原則として全て実現するべきものであるが、質問書による回答で福島県総務部職員業務課（以下「県」という。）がこれを了承した場合は、回答を仕様と読み替える。

別紙一覧

別紙 1	システムの仕様	7
別紙 2	システム更新作業の仕様	10
別紙 3	業務アプリケーション移行の仕様	12
別紙 4	運用・保守等の仕様	14
別紙 5	セキュリティの仕様	17
別紙 6	スケジュール(案)	19
別紙 7	積算項目表	20
(参考)	システム概念図	

2 調達目的

1. 調達目的

本県で稼働中の福島県給与データ入出力システム（以下「現行システム」という。）を新システムに更新するとともに、給与等に関するデータの集約等を行うために必要な機器及びソフトウェアのセットアップ等を行う。

また、新システム稼働後 60 か月間の機器及びソフトウェア保守並びに運用支援を含め、令和 9 年度から令和 14 年度までの委託業務として調達する。

2. 調達の仕方

(1) 調達方法について

機器等の調達、データの移行作業、新システム稼働後の 60 か月の運用・保守業務等を一括し、委託業務で調達を実施する。

(2) 委託期間

契約締結日から令和 14 年 6 月 30 日までとする。

(3) 委託場所

福島県庁・データセンター（福島市内）とする。

3. 調達の範囲

次のとおりとするが、本仕様書に記載のない具体的な業務内容については、県と受託者が協議の上、決定することとする。

(1) システム更新

- ① 本仕様書及び「別紙 1 システムの仕様」に記載のハードウェア及びソフトウェアの調達を実施すること。
- ② 上記で調達したハードウェア及びソフトウェアの設定作業（ソフトのインストール・各種環境設定等）を実施すること。
- ③ 仮想化環境（データセンターにて提供）での稼働試験及び切替えに関わる作業を実施すること。
- ④ 新・旧環境等での並行稼働に関わる作業を実施すること。
- ⑤ 詳細な仕様は「別紙 2 システム更新作業の仕様」を熟読の上、実施すること。

(2) 業務アプリケーション移行

- ① 現行システムからのデータ移行を実施すること。
- ② 現行システムから業務アプリケーション及びシステム環境を Windows Server 2022 環境で稼働可能な状態にした上で移行すること。
- ③ 県と打合せの上、機能改修作業（設計・開発・試験・リリース）を実施すること。
- ④ 新システムでの稼働試験及び切替えに関わる作業を実施すること。
- ⑤ 新・旧環境等での並行稼働に関わる作業を実施すること。
- ⑥ 詳細な仕様は「別紙 3 業務アプリケーション移行の仕様」を熟読の上、実施すること。

(3) 運用・保守

運用・保守にあたる要員については、福島県給与データ入出力システムを熟知した者が引き続き担当し、令和9年7月から60か月間の運用・保守を実施すること。詳細については「別紙4 運用・保守等の仕様」を熟読の上、実施すること。

(4) ハードウェア及びソフトウェア保守

システム更新等作業で導入したハードウェア及びソフトウェアについては、令和9年7月から令和14年6月末日までの保守・ライセンス経費を含むこと。

4. 積算要件

- (1) 本仕様書等に定める一切の費用を含む総額を契約金額とする。
- (2) システム稼動に必要な物品及び作業については、本仕様書の記載に関わらず提供すること。
- (3) 積算の詳細については、「別紙7 積算項目表」を参考とすること。

5. 機器等の設置条件

- (1) 機器等の設置場所は、次のとおりとする。

なお、県が提供する仮想化環境は、データセンターに収容してある機器等を利用すること。また、システム稼動に必要なソフトウェア等をインストールするとともに、正常に稼動することを検証した上で設置すること。

機器等名称	設置場所
仮想化環境	データセンター（福島市内）※別途指示する
保守端末	福島県庁（福島市杉妻町2-16）

- (2) 機器等の設置に当たっては、県と協議の上、実施すること。
- (3) 本調達の機器等は、稼働中の現行システムと並行稼動を実施するため、設置にあたり十分考慮すること。
- (4) 納入期限までに県が指定した設置場所に使用可能な状態で設置すること。

6. システムの仕様、作業条件、運用・保守等

- (1) システムの仕様に関する条件

- ① システムの構成及び仕様は「別紙1 システムの仕様」のとおりとする。
- ② 本調達で導入する機器等は、記載している仕様を満たし福島県情報通信ネットワーク上で問題なく動作する機能及び性能を有していること。
なお、「別紙1 システムの仕様」に記載されている各機器等の仕様は、特に表記する場合を除き、当該装置一台当たりの要求数を記載している。
- ③ 機器等の機種及びバージョンについては、特に指定のない限り、最新の機種及び最新のバージョンのものを導入すること。
- ④ ソフトウェアについては、メディア（媒体）、ライセンスも含めること。

ライセンス数については、ソフトウェア利用条件に抵触しないものとする。

- ⑤ アプリケーションシステムの稼動及び継続した運用・保守を担保するため、仕様書「備考欄」に指定と記載しているものは、変更することができない。
- ⑥ セキュリティに関する機能を提供する製品は、ISO/IEC15408 認証を取得していることが望ましい。
- ⑦ 環境負荷、省エネに配慮した製品を導入すること。
- ⑧ 調達時点において、本契約終了日までにサポートが終了しない機器等を選定すること。なお、調達後にサポートが終了した機器等の取扱いについては、県と受託者が協議の上、決定する。

(2) 作業に関する条件

- ① システム更新等作業については、県の指示に従い無理のないスケジュールで実施すること。なお、スケジュールに関しては「別紙6 スケジュール（案）」を参考にすること。
- ② 現行システムについては、県及び現行システム受託者が運用しているため、システム切替時に、現行システム受託者の立会いを実施し、本稼動に万全を期すこと。また、運用・保守業務に移行する場合についても、現行システム受託者との引継ぎを実施すること。

上記、現行システム受託者の立会い・引継ぎの費用及び現行システム受託者への作業依頼に関わる費用については、本調達に含めること。

- ③ 各作業に関わる責任者及び担当者については、事前に書面で報告すること。
- ④ 本仕様書に定める内容を十分に理解し、且つ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- ⑤ 業務アプリケーション運用において、現行システム受託者の支援が必要な場合の費用については、本調達に含めること。
- ⑥ 本業務の範囲内で、現行システムの動作を保障すること。
- ⑦ 作業期間中、県と受託者は進捗会議（随時）を開催すること。開催日程・参加者等については、別途協議の上、決定すること。
- ⑧ 作業期間中に発生したシステムの障害については受託者が対応し、費用についても、本調達に含めること。

(3) 運用・保守

- ① 運用・保守については、委託期間終了日まで適切な保守作業及びサポートを実施すること。また、運用作業の中でシステム機能改修を実施しているため、業務アプリケーションに精通した要員を配置すること。
- ② 一元的なサポート窓口を開設し、県へ明示すること。
- ③ 「別紙5 セキュリティの仕様」を熟読し、作業にあたること。

(4) その他

本契約終了後、受託者は機器等の撤去、蓄積されたデータの消去を実施すること。な

お、データ消去については、消去方法を県と協議し決定するとともにデータ消去証明書を発行すること。

かかる費用については、本調達に含めること。

7. 納入に関する条件

(1) 納入期限

システム更新等作業 令和9年6月30日

運用・保守作業 令和14年6月30日

- (2) 契約締結日からシステム更新等作業終了日までに、業務アプリケーションの移行やサブシステムの構築等を行い、県立会いのもと動作確認を行った上で引き渡すこと。
- (3) 機能改修作業（設計・開発・試験・リリース）については県と協議の上、必要な設計書、プログラムソース、評価報告書等を納入期限までに納品すること。
- (4) システム更新等作業終了後、県による検査を実施することとする。なお、随時の確認・報告を妨げるものではない。
- (5) 検査に要する経費、要員等の経費については、本調達に含むものとする。
- (6) 検査に合格したときに納入が完了したものとする。

8. その他

(1) 情報の管理

本委託業務の遂行にあたっての情報管理について、次の点に留意すること。

- ① 本業務に関わる者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）等の管理を適正かつ厳格に行うこと。
- ② 本業務に携わる者は、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とすること。

(2) 施行管理に関する要件

- ① 県は、本委託業務の実施状況、機密情報の管理、保管状況等について、本委託業務を実施する場所等に立ち入り、定期又は随時にシステム監査を行うことができること。
- ② 受託者は、システム監査の実施に必要な協力を無償で行うこと。

(3) データ等の引継

- ① 本委託業務の契約が終了した際には、蓄積されたドキュメント、データ、プログラム等を汎用性のある形で県に引き継ぐこと。
なお、後継機器が決定している場合には、その機器への移行、移植が行える形で引き継ぐこと。
- ② 本システムの運用・保守等を引き継ぐ者（後任者）に対して委託業務内容の完全な引き継ぎを行い、委託業務終了後の運用・保守が滞らないようにすること。

(4) 遵守すべき主な法令等

受託者は、本件について、本仕様書、関係する福島県の条例及び規則等を熟知した上で県の指示に従い、誠実にこれを履行するものとする。

別紙 1 システムの仕様

システムの仕様は次のとおりとし、同等以上の性能を有すること。

また、サーバ機器等は県が提供する仮想化環境を利用することとし、提供可能な物理リソースは（１）のとおりとする。

なお、本調達範囲は、（２）～（５）のとおりとする。

（１）物理リソース

項	機能	仕様
1	C P U	最大 16 コア (3.2GHz)
2	メモリ	最大 256GB
3	H D D	最大 1200GB(SAS,10000rpm)
4	ネットワーク I/F	最大 1000BASE-T×4
5	ホストOS	Hyper-V 福島県より提供する環境を利用すること。
6	ゲストOS	Microsoft Windows Server 2022 Datacenter 福島県より提供する環境を利用すること。

（２）仮想化環境 Web・APサーバ 2式

項	機能	仕様	備考
ソフトウェア要件			
1	ミドルウェアソフト	uCosminexus Application Server WebSAM SystemManager G14 Agent 稼働に必要なライセンスを含むこと	指定 指定
2	ジョブ制御ソフト	WebSAM JobCenter SV 稼働に必要なライセンスを含むこと	指定
3	バックアップソフト	稼働に必要なバックアップを指定したストレージに保存できること 稼働に必要なライセンスを含むこと	
4	監視ソフト	各種Windowsサービスの状態監視ができること 稼働に必要なライセンスを含むこと	

（３）仮想化環境 DBサーバ 1式

項	機能	仕様	備考
ソフトウェア要件			
1	データベースソフト	Microsoft SQL Server 2022 Standard Edition 稼働に必要なライセンスを含むこと	指定
2	ミドルウェアソフト	WebSAM SystemManager G14 Agent 稼働に必要なライセンスを含むこと	指定
3	ジョブ制御ソフト	WebSAM JobCenter SV 稼働に必要なライセンスを含むこと	指定

4	バックアップソフト	稼働に必要なバックアップを指定したストレージに保存できること 稼働に必要なライセンスを含むこと	
5	監視ソフト	各種Windowsサービスの状態監視ができること 稼働に必要なライセンスを含むこと	

(4) 仮想化環境 データ変換・配信・帳票作成サーバ 1式

項	機能	仕様	備考
ソフトウェア要件			
1	ミドルウェア	WebSAM Rakuform FormEditor WebSAM Rakuform PrintModule for Server WebSAM Rakuform PDFWriter WebSAM SystemManager G14 Manager WebSAM SystemManager G14 Agent 稼働に必要なライセンスを含むこと	指定 指定 指定 指定 指定
2	ジョブ制御ソフト	WebSAM JobCenter MG WebSAM JobCenter SV 稼働に必要なライセンスを含むこと	指定 指定
3	バックアップソフト	稼働に必要なバックアップを指定したストレージに保存できること 稼働に必要なライセンスを含むこと	
4	監視ソフト	各種Windowsサービスの状態監視ができること 稼働に必要なライセンスを含むこと	
5	オフィスソフト	Microsoft Office Professional Plus 2024	指定

(5) 保守端末 1式

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	ノート型とすること	
2	CPU	インテル®Core i5-1335Uプロセッサを1個以上搭載すること	
3	メモリ	8GB以上搭載すること	
4	内蔵ハードディスク (SSD)	256GBを1個搭載すること	
5	光学ドライブ	DVDスーパーマルチドライブを搭載すること	
6	キーボード	テンキー付キーボード (内蔵)	
7	ネットワーク I/F	1000BASE-TのLANコネクタを1個以上搭載すること 無線通信機能を搭載しないこと	
8	表示機能	15.6型TFTカラー液晶 (FHD)	
9	その他	Microsoft Windows 11 Pro 64bitの動作保証がされていること システム稼働に必要なケーブル等を含むこと	

		USBレーザーマウスを添付すること 再セットアップ媒体を添付すること	
ソフトウェア要件			
1	オペレーションシステム	Microsoft Windows 11 Pro 64bit	指定
2	オフィスソフト	Microsoft Office LTSC Professional Plus 2024	指定
3	ミドルウェアソフト	WebSAM SystemManager G14 Manager for Windows WebSAM Rakuform FormEditor	指定 指定
4	ウィルス対策ソフト	福島県よりライセンスを提供する。	指定

別紙 2 システム更新作業の仕様

1. 作業の内容

作業を行うに当たっては、県の指示に基づき作業を実施すること。

2. 機器等設置作業

- (1) 機器等は、県が指定した場所に納入し、設置に関しては、県が認める適切な設置環境を確保すること。
- (2) 設置について不明な点が生じた場合は、県と協議するものとし、対応について県の指示を受けること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項であっても、機器等の機能上、具備すべき必要があると認められる場合は、受託者の責任において実施すること。

3. システム設定作業

本調達案件は、機器等の供給のみならず、仮想化環境における業務アプリケーションの更新、Windows Server 2022 対応、各種設定等のシステムエンジニア作業が必要である。作業にあたっては、県の指示のもと迅速な対応を行うこと。

また、本システムを運用するためのソフトウェア、ミドルウェア及び業務アプリケーションについて、問題なく動作することを確認するとともに、導入後に不具合があった場合は、問題なく動作するまで作業及び立会いを実施すること。

(1) システム設定作業内容及び確認事項

県が提供する仮想化環境について、必要なリソースを設定した上で次の作業を実施すること。また、バックアップ等についても統一した運用が実現できるよう、県と協議の上、設定すること。

- ① ハードディスクのパーティション分割
- ② OS・ソフトウェア・ミドルウェア等のインストール、必要なパラメータの設定、パッチ適用、動作確認、総合試験の実施
- ③ バックアップ環境・ジョブスケジュール環境・監視環境の適用
- ④ 蓄積されたデータのバックアップについては、オンライン業務、夜間バッチ処理等と並行運用が可能とすること。
- ⑤ システム運用設計をおこない県の承認を得ること。
- ⑥ 本システムの稼働時間は、原則として午前 8 時から午後 10 時（閉庁日含む）までとする。
- ⑦ 統合的なジョブ制御を実現すること。
 - (ア) ジョブの実行順
 - (イ) 並列処理及び直列処理の制御
 - (ウ) 先行ジョブ結果による後続ジョブの実行制御
 - (エ) 統合的な運用を可能とするジョブの構築
- ⑧ システムの状態を監視し、ジョブの失敗等の異常を検出した場合に県が指定するアドレスに電子メールで通報するシステム環境を実現すること。
- ⑨ システムの業務データ等については、毎日・自動的に県が提供するバックアップ

ストレージへバックアップを取得し、サーバに障害等が発生した場合に速やかにリストアすることでシステム運用できること。

- ⑩ システム稼動に必要なすべての初期設定作業及び付帯作業を実施すること。
- ⑪ システム利用端末は福島県が導入している一人一台端末で運用しており、Active Directory に参加し、User 権限で利用しているため、十分注意すること。
- ⑫ その他
 - (ア) ライセンス登録等が必要なものについては、県の指示に従い登録申請を実施すること。
 - (イ) 並行稼動期間までにシステム更新作業を完了すること。

(2) 成果物

次の書類（紙媒体 1 部 電子媒体 1 部）を提出すること。

- ① システム設定書 1 式
- ② バックアップ設計書 1 式
- ③ システム運用設計書 1 式
- ④ システム構成図 1 式
- ⑤ 調達ソフトウェアの「シリアル番号」「プロダクト ID」「ライセンスキー」等を一覧にまとめ、Excel ファイルで提出すること。

(3) 特記事項

- ① 新旧システム切替日までの間に発生したシステムの障害については、県として引渡しを受けていないため、受託者側で対応すること。また、かかる経費についても本調達に含むものとする。
- ② 並行稼動期間における消耗品（評価のための紙、トナー等）については、本調達に含めること。

別紙3 業務アプリケーション移行の仕様

1. 作業の目的

現行システムの業務アプリケーションが、本調達で導入される機器等及び仮想化環境上で、正常に稼働するよう移行・調整を実施する。

2. 業務アプリケーション移行

(1) 移行方針

現行システムは、次の環境で稼働している。サーバOS等のバージョンが変更となるため、十分な評価を実施し移行すること。問題が発生した場合はプログラム修正等の対応を実施した上で移行させること。

	現環境	新環境
サーバOS	Windows Server 2016	Windows Server 2022
実行環境	.NET Framework ランタイム	.NET Framework ランタイム
ブラウザ	Microsoft Edge (IEモード)	Microsoft Edge (標準モード)

(2) 業務アプリケーション移行

① 事前評価

調達機器等、業務プログラム、環境設定ファイル等に起因した不具合が想定されるため、新環境への移行に先立って、評価を実施し対処方法の検討を行うこと。また、移行前に必要な対処を実施した上で、業務プログラム移行を行い、動作確認を実施すること。

② 機能評価

新環境への移行後、つぎの観点で業務プログラムを選定し機能確認を実施する。

- ・日次・月次処理
- ・業務運用に重大な支障を与えるもの
- ・処理時間の確認が必要なもの
- ・帳票出力するもの
- ・外部連携するもの
- ・特異な機能を有するもの

③ 運用テスト

現行システムと新システムとの比較を実施し、同様の動作及び結果が得られることを確認すること。

(3) データ移行

システム切替までに現行システムから稼働に必要なデータを新システムへ全て移行するとともに、整合性を検証すること。なお、対象データの詳細については、県と協

議の上、決定すること。

移行時に不具合が発生した場合は、業務アプリケーションに影響が出ないようプログラム修正等の適切な措置を実施すること。また、事前にリハーサルを実施し、問題点を整理した上で、最終データ移行を実施すること。

(4) 並行稼働

現行システムと新システムで同一データを使用し、運用を検証すること。

(5) 利用端末環境について

システム利用端末により業務システムが問題なく動作することを確認すること。なお、システム利用端末内に保存されているデータについては移行対象としない。

プリンタについては、現在使用している帳票類が特段の設定がない状態で使用できるよう確認すること。

(6) システム切替及び不具合の対応

システム切替時には、必要な作業要員を立ち合わせるとともに、不具合が発生した場合、速やかに対応できる体制を構築すること。

(7) 成果物

次の書類（紙媒体 1 部 電子媒体 1 部）を提出すること。

- | | |
|-----------|-----|
| ・運用テスト報告書 | 1 式 |
| ・データ移行計画書 | 1 式 |
| ・打ち合わせ議事録 | 1 式 |
| ・プログラムソース | 1 式 |

3. 作業場所

作業場所については、基本的に受託者側で準備することとするが、福島県庁舎及びデータセンターでなければ困難な作業がある場合、受託者は事前に県に申し出ること。

別紙4 運用・保守等の仕様

1. 運用・保守の概要

福島県給与データ入出力システム及びサブシステムが常に安定稼動するよう「別紙1 システムの仕様」記載のハードウェア、ソフトウェア、ミドルウェアの他、Microsoft Access 又は Excel ベースで作成している各サブシステムについて保守を実施すること。

給与データ集約システムによる毎月のデータ集約作業を行うこと。

県が必要と認めた場合に、次の技術支援を行うこと。

ソフトウェア、ファームウェア、ドライバ、パッチ等の改良版の情報提供及び適用を行うこと。セキュリティホール等が発見された場合は、県に確認の上で評価を実施し、速やかにプログラムを適用すること。

基本的な対応時間、内容については次のとおりとするが、システム運用上、重大な障害等が発生した場合は、柔軟な対応によりシステム復旧に当たること。

(1) ハードウェア保守（オンサイト）

受付時間 平日 週5日 8:30から17:15まで

対応時間 平日 週5日 8:30から17:15まで

※福島県で用意する仮想化環境については範囲外とする。

(2) ソフトウェア・ミドルウェア保守

受付時間 平日 週5日 8:30から17:15まで

対応時間 平日 週5日 8:30から17:15まで

(3) 運用支援

受付時間 平日 週5日 8:30から17:15まで

対応時間 平日 週5日 8:30から17:15まで

(4) 保守体制

- ① システム更新等作業に従事した要員及び各サブシステムを開発した要員が運用支援を行うこと。
- ② 問い合わせ窓口を一元化し、窓口担当者を書面で通知すること。
- ③ ハードウェア保守拠点には、必要な保守部品が保有されており、常時保守要員が待機することで、迅速な対応を可能とすること。ソフトウェア、ミドルウェア等については、製造元と保守契約を締結すること。
- ④ 障害発生時に、県連絡より概ね1時間以内に設置場所に到着できること。
- ⑤ 障害発生時に、県が必要と判断した場合、時間外であっても対応を実施すること。

2. 運用・保守の要件

(1) 運用・保守の基本方針

- ① 制度改正、組織改編等に伴いシステムの機能改修が必要となった場合、県と受託者が協議の上、対応を決定するものとする。
- ② 機能改修や機能強化については、年度毎の工数範囲内で柔軟に対応すること。
- ③ システム運用等にあたる責任者、技術者等の人数及び配置、勤務体制等については、県と協議の上、決定するものとする。
- ④ 受託者は、運用・保守に関する事項について定期的又は必要がある都度会議を開催し、保守状況の報告及び必要事項の協議を行うこととする。なお、会議の資料及び議事録は受託者が作成し、議事録については県の承認を得ること。

(2) 運用・保守計画

計画の遂行において、必要な運用・保守体制及び内部監査方法について県へ提出すること。

(3) システム運用

ア 作業計画書の作成

あらかじめ年間及び月間のシステム作業計画書を作成し、計画的にシステム運用に当たること。

イ システム運用

- ① 稼働状況の監視、管理、性能管理、リソース管理等の管理を行うこと。
- ② システムログの確認等、必要なセキュリティ管理を行うこと。
- ③ 県からの問い合わせや、障害等について電話及び電子メールで対応するとともに、システム改修プログラム等のリリース作業等の支援を実施すること。
- ④ 給与データ集約システムによる毎月のデータ集約にあたっては、各月の集約期限までにデータ提出のない所属に対し、その旨を通知するとともに、県に状況を報告すること。

その後、データ提出期限までに集約データを県に提出すること。

なお、集約期限及びデータ提出期限は別途定めるものとする。

ウ システム環境維持

- ① OSのセキュリティパッチは、動作を確認した上で導入すること。
- ② システム構成等の変更が生じた場合、システムのバックアップを取得すること。
- ③ データのバックアップは定期的（日次処理時、月次処理時）に行うこと。
- ④ パスワードについては、定期的に変更を行う等、安全な運用を行うこと。
- ⑤ 業務量の変化、運用時間及びソフト・ハードウェアメーカーによるサポート体制の変化に応じ、処理性能の維持、システム信頼性・可用性の維持及び改善としてシステムのチューニング（システムのリビジョンアップ及びその調整も含む）等の作業を行うこと。
- ⑥ システムの不具合を発見した場合は、県に不具合の内容及び修復方法、再発防止策等を報告し確認を得た上で、必要な修正処置を講じること。

エ 障害等対応

- ① システムの障害発生時において原因把握や各種復旧作業を実施するとともに、再発防止策を講じること。
- ② 障害発生後の復元手順を報告書としてまとめるとともに、定期的に障害発生時の復元処理等について確認すること。
- ③ 非常時に備え、システム、データのバックアップ等をデータセンター等に保存すること。なお、バックアップ内容の部外への漏洩、流出がないように必要な処置を講じること。

(4) 業務支援等

- ① 県からの技術的な質問及び運用管理上の問い合わせ（エラー修正方法等）や作業依頼（データの作成、登録等）に対応すること。
- ② ジョブ実行スケジュールの設定、変更等の運用管理上の支援を行うこと。

(5) 業務機能変更等

- ① Microsoft 社より随時リリースされる Windows11 機能更新プログラムをシステム利用端末（Windows11 端末）に適用した際に、システムが正常稼働するよう、必要となる評価及び機能変更を行うこと。
- ② システム機能の変更または追加を行う場合は、県と協議し、要件確定、仕様書等の作成を行い、標準的な技術を使用した汎用性のあるプログラムを作成すること。また、十分なテストを実施し、テスト結果について県へ報告し承認を得た上で、システムへの導入を県が指定する期日までに行うこと。
- ③ システムの変更、追加を行った全ての事項（ドキュメントの作成も含む）は、本委託業務終了時に円滑な引継が行え、受託者とは別の事業者であっても支障なく運用・保守ができるようにするため、その内容（原因、日時、作業責任者名、変更前の状況等）及び箇所が明確で容易に把握できる構成とすること。

(6) 処理状況の調査

県が必要であると認めた時には、受託者は受託業務の処理状況を報告すること。

(7) 委託業務実績報告

毎月、委託業務月例報告書を県に提出し、承認を受けること。

別紙5 セキュリティの仕様

1. 目的

受託者は、個人情報の保護に関する法律、福島県情報セキュリティポリシー等の関連規程及び以下の事項を遵守し、本委託業務の遂行に伴う個人情報等の情報資産の管理を適正かつ厳格に行うこと。

なお、本セキュリティ要件に記載のない事項で、県が必要と認めた事項については、受託者と協議の上、決定する。

2. 情報資産

情報資産とは、本委託業務を行うに当たって、県より提示された情報（紙媒体、磁気媒体、ハードウェアに記録されているデータ等）及び県より提示された情報をもとに受託者が加工した情報のうち個人情報、内部機密情報及び県が重要と判断したものをいう。

(1) 情報の管理

- ① 受託者は、福島県情報セキュリティポリシー及び関係する情報システムの情報セキュリティ実施手順を遵守すること。
- ② 受託者は、情報セキュリティに関する契約事項について本委託業務に携わる者に対する研修を実施し、趣旨及び内容を周知すること。
- ③ 受託者は、再委託を行う場合には、再委託先についても、情報セキュリティに関する契約事項を遵守させること。
- ④ 個人情報等を扱う場所での入退室管理を厳格に行うこと。
- ⑤ 本委託業務に携わる者は、本委託業務に関連して知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とすること。
- ⑥ 本委託業務が終了した際には、本委託業務の遂行に際し、県より提示された資料及び蓄積されたドキュメント、データ等を県に引き渡すとともに、業務の円滑な引き継ぎを行うこと。
- ⑦ 本委託業務の遂行に当たり、県より提示された個人情報、県に係る情報等について、県の承諾がない限り、複写・複製しないこと。
- ⑧ 本委託業務において個人情報保護に係る関係規程等に違反する事態が生じ、または生じる恐れがあることを知った場合は、速やかに県に対しその旨を報告し、指示に従うこと。
- ⑨ 県が必要と認めた時は、個人情報等の取り扱いや情報セキュリティポリシーの遵守状況等について受託者から報告を求め、実地検査を行うことができることとする。なお、実地検査の実施に当たっては、最短で10営業日前に通知するものとする。
- ⑩ 福島県情報セキュリティポリシー等が遵守されなかった場合、損害賠償の対象とし、県と受託者の協議により損害賠償額を決定することとする。
- ⑪ 県は、本委託業務に係る事故等について公表できるものとする。

(2) 物理的・技術的セキュリティ要件

- ① 保守端末等の機器は、盗難防止のためセキュリティワイヤーを設置するなど、適切な措置を施すこと。
- ② システム設定ファイルについて改ざん防止のため、事前に保存していた設定ファイルとタイムスタンプ及びファイルサイズの比較を行い（1回/年）、差異がある場合は、詳細な調査を実施すること。
- ③ システムの死活確認は、常時監視することとし、システムが無反応の場合は、ログに記録するとともに、電子メールで保守担当に通知するなど適切な対応を行うこと。
- ④ システムへの不正アクセス検出のため、アクセスログを1回/四半期毎に解析し県が提示する異常パターンが抽出された場合、報告すること。
- ⑤ 機器の時刻については、NTP サーバにより継続的に時刻同期を行うこと。
- ⑥ 財団法人地方自治情報センターが公開した「地方公共団体における情報システムセキュリティ要求仕様モデルプラン (Web アプリケーション)」に原則として準拠すること。

3. アカウント関係

(1) ID（管理者用 ID を含む。）共有の禁止

「情報セキュリティ事案発生時に操作者を特定できるようにするため」、また、「共有しやすいように、関係者なら誰もが思いつく符丁的な安易なパスワードを利用しないため」、1利用者につき1アカウント発行するものとし、アカウントの共有は行わないこと。

(2) サーバに保存されたパスワードの暗号化等

サーバ等に認証等の用途で保存されるパスワードについては、ハッシュ値で保存し、運用管理者であってもパスワードを参照・解読出来ないようにすること。

別紙6 スケジュール（案）

項目	令和8年度												令和9年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月					
機器等調達				→																						
システム更新作業				→																						
業務アプリケーション移行作業													→													
サブシステム構築作業				→																						
新システム運用・保守																→										

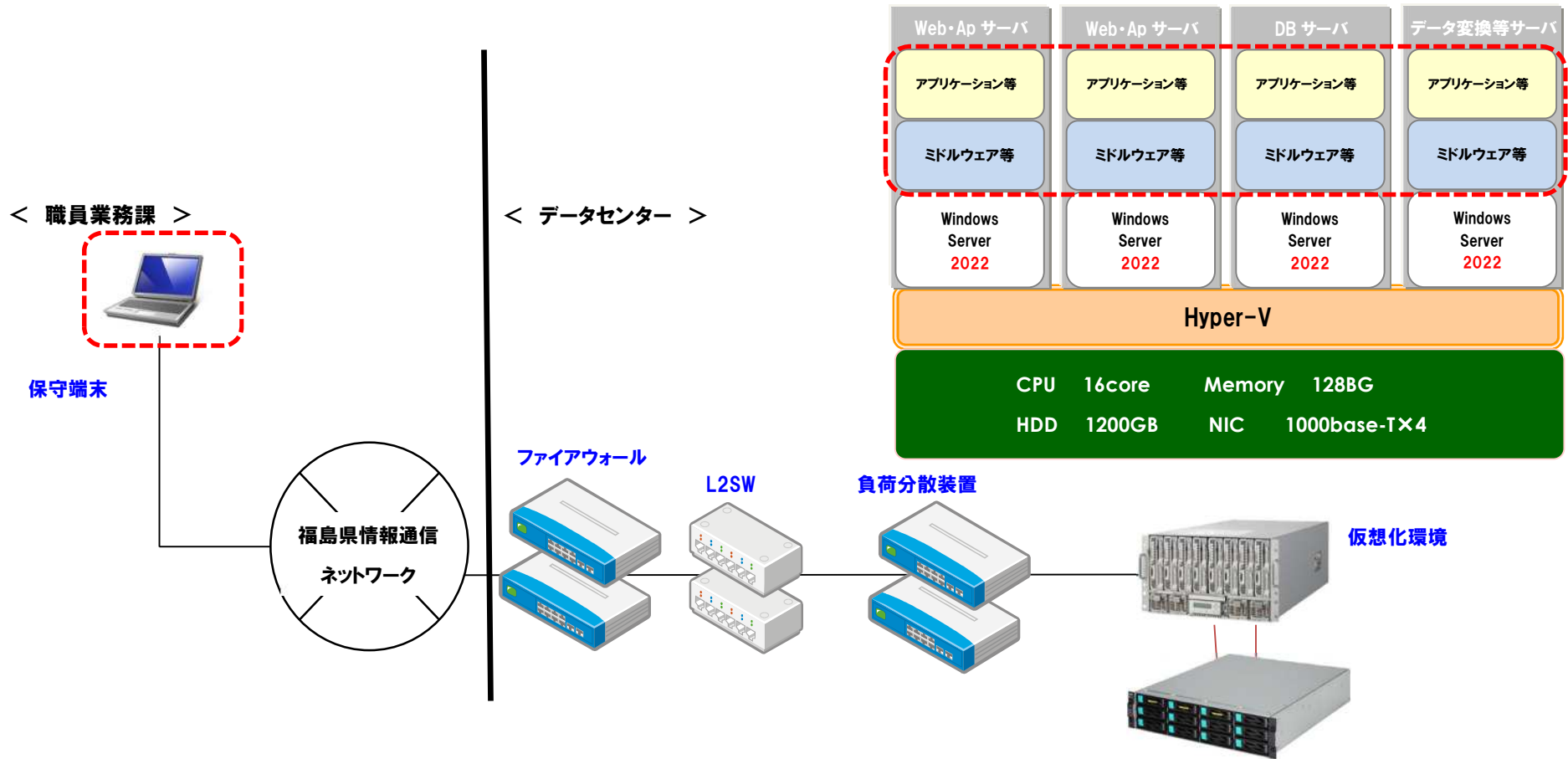
項目	令和9年度									令和10～13年度									令和14年度		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	・・・	3月	4月	5月	6月
新システム運用・保守	→																				

別紙7 積算項目表

○総括表

項	区分	数量	単位	金額 (円)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	計	備考
					-	9	12	12	12	12	3		
1	システム等移行作業												
1	機器等調達	1.00	式	0	0	-	-	-	-	-	-	0	
2	システム更新作業	1.00	式	0	0	0	-	-	-	-	-	0	
3	業務アプリケーション移行作業	1.00	式	0	0	0	-	-	-	-	-	0	
4	サブシステム構築作業	1.00	式	0	0	0	-	-	-	-	-	0	
5	共通作業	1.00	式	0	0	0	-	-	-	-	-	0	
6	機器等設置	1.00	式	0	0	-	-	-	-	-	-	0	
2	機器等保守料	60	月	0	-	0	0	0	0	0	0	0	
3	運用・保守作業												
1	システム運用支援作業	60	月	0	-	0	0	0	0	0	0	0	
2	業務機能変更作業	60	月	0	-	0	0	0	0	0	0	0	
	合計				0	0	0	0	0	0	0	0	
4	消費税及び地方消費税												
1	消費税	10	%	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
	総計				0	0	0	0	0	0	0	0	

(参考) システム概要図



調達範囲

※上記のほか、サブシステム(給与等データ集約システム他)を有する。